

宮崎市総合福祉保健センター 令和8年度貸館予約方法等について（お知らせ）

令和8年4月1日以降の貸館予約方法等についてお知らせいたします。

詳細は、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

【団体登録方法】

毎年度、宮崎市総合福祉保健センター使用団体登録申請書を提出し、**団体登録を受ける必要があります**。なお、登録申請時には『会則』・『予算書』・『事業計画書』・『その他（団体の活動内容が分かる資料　例：総会資料等）』を添付してください。

【貸館の予約・申請方法】

使用日の3か月前から電話などで仮予約できますが、使用日の**2週間前まで**に使用申請書を提出してください。

なお、使用日の2週間前までに申請書の提出が無い場合は**仮予約取消し**となることがあります。また、使用料が有料の団体は、1か月前から仮予約が可能です。

【使用料について】

貸館の利用にあたり使用料を収めていただく必要があります。詳しくは、『別紙資料』をご覧ください。

【使用料減免申請について】

使用料の減免を受ける場合は減免申請書の提出が必要となります。施設の**使用目的が同一の場合は、年に1回のみの申請**で構いませんが、**使用目的が異なる場合は、その都度、申請**を行うことで減免を受けることができます。

なお、使用料減免申請書の受付は**令和8年4月1日以降**となります。

【団体登録受付開始日】

令和8年1月9日（金）から受付を開始いたします。

必要書類をご準備の上、宮崎市総合福祉保健センター窓口までお越しください。

【お問い合わせ】 宮崎市社会福祉協議会（事業第一係） 電話 52-5131